

次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の策定について

1 プラン策定の経緯

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく高齢者福祉計画を一体とした計画で、高齢者への福祉サービス全般にかかる事項を対象とするとともに、市町が策定する介護保険事業計画に基づき、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めたものです。

平成12年以降、3年ごとに改定を行っており、平成30年に策定した現行プランは令和2年度末をもって終期を迎えることから、今年度、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とする新たなプランを策定します。

2 現行プランの取組等

現行プランにおいては、「介護サービスの充実と人材確保」、「地域包括ケアの推進」、「介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化」、「元気高齢者が活躍する支え合い（安全安心）のまちづくり」を4つの柱に、地域包括ケアシステム（※）のさらなる深化・推進を図ることとし、プランの大きな柱ごとに数値目標等を掲げ、取組を進めています。

（※）高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい・生活支援が一体的に提供される体制。

<4つの柱>

1 介護サービスの充実と人材確保

- (1) 介護サービス基盤の整備 (2) 介護人材の確保

2 地域包括ケアの推進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 在宅医療・介護連携の推進
(3) 認知症施策の充実 (4) 介護予防・生活支援サービスの充実

3 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化

- (1) 介護保険制度の円滑な運営 (2) 介護給付の適正化

4 元気高齢者が活躍する支え合い（安全安心）のまちづくり

- (1) 高齢者の社会参加 (2) 高齢者に相応しい住まいの確保
(3) 権利擁護と虐待防止 (4) 高齢者の安全安心

3 次期プランの概要

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防・住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

<具体的な取組>

1 介護サービス基盤の整備

(1) 介護サービス基盤の整備

2 地域包括ケアシステム推進のための支援

(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 在宅医療・介護連携の推進

(3) 介護予防・生活支援サービスの充実

3 認知症施策の推進

(1) 普及啓発・本人発信支援 (2) 予防

(3) 医療・ケア・介護サービスへの支援

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

4 安全安心のまちづくり

(1) 高齢者の社会参加 (2) 高齢者に相応しい住まいの確保

(3) 虐待防止 (4) 高齢者の安全安心

(5) 災害に対する備え (6) 感染症に対する備え

5 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組

(1) 介護人材の確保・定着 (2) 介護職員等の養成及び資質向上

(3) 介護の担い手に関する取組 (4) 業務効率化の取組

6 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化

(1) 介護保険制度の円滑な運営 (2) 介護給付の適正化

4 次期プラン策定のポイント

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定します。

(2) 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に發揮できる地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載します。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を着実に進めるための支援について記載します。

また、在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載します。

要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標について、国が示す指標を参考に記載します。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町間の情報連携の強化

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について記載し、これを勘案して、介護サービスの種類ごとの量の見込みを定めます。

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月に示された認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすための取組について記載します。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化

介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載します。

また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ＩＣＴの活用の推進等による業務の効率化を強化することについて記載します。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載します。

5 次期プランの検討体制

策定にあたっては、三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において検討を行います。

また、医療計画との整合性の確保に関しては在宅医療介護連携のための地域別広域調整会議（協議の場）において、医療関係者等との有識者を交えた検討を行います。

6 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|---|
| 令和2年 9月 | 高齢者福祉専門分科会（第1回） |
| 10月 | 県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会 概要説明 |
| 11月 | 高齢者福祉専門分科会（第2回）中間案検討 |
| 12月 | 県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会 中間案説明
パブリックコメント（～令和3年1月） |
| 令和3年 2月 | 高齢者福祉専門分科会（第3回）最終案検討 |
| 3月 | 県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会 最終案説明 |
| 3月末 | 次期プランの策定 |

第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次高齢者福祉計画の構成（イメージ）前計画との対比表

(※1) から (※7) までの部分は第8期計画基本指針の新規部分

現計画	次期計画（イメージ）
第1章 プラン策定の基本方針（趣旨、方向性、体制等）	第1章 プラン策定の基本方針（趣旨、方向性、体制等）
第2章 プラン策定に当たっての考え方 1 高齢者の現状（高齢者・要介護者・認知症高齢者等の増加） 2 高齢者を取り巻く状況（介護に関する意識調査結果） 3 計画の考え方	第2章 プラン策定に当たっての考え方 1 高齢者の現状（高齢者・要介護者・認知症高齢者等の増加） 2 高齢者を取り巻く状況（介護に関する意識調査結果） 3 計画の考え方 (※1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 (※2) 地域共生社会の実現
第3章 具体的な取組 1 介護サービスの充実と人材確保 (1) 介護サービス基盤の整備 (2) 介護人材の確保	第3章 具体的な取組 1 介護サービス基盤の整備 (1) 介護サービス基盤の整備 2 地域包括ケアの推進 (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の充実 (4) 介護予防・生活支援サービスの充実 (※3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

現計画	次期計画（イメージ）
	<p>3 認知症施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 普及啓発・本人発信支援 (2) 予防 (3) 医療・ケア・介護サービスへの支援 (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援（権利擁護については、この項目に記載予定） <p>(※5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進</p>
3 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化	<p>(1) 介護保険制度の円滑な運営</p> <p>(2) 介護給付の適正化</p>
4 元気高齢者が活躍する支え合い（安全安心）のまちづくり	<p>(1) 高齢者の社会参加</p> <p>(2) 高齢者に相応しい住まいの確保</p> <p>（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）</p> <p>(※4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る</p> <p>都道府県・市町村間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 虐待防止 (4) 高齢者の安全安心 (5) 災害に対する備え (6) 感染症に対する備え <p>(※7) 災害や感染症対策に係る体制整備</p>

現計画	次期計画（イメージ）	
	<p>5 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護人材の確保・定着 (2) 介護職員等の養成及び資質向上 (3) 介護の担い手に関する取組 (4) 業務効率化の取組 <p>(※ 6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</p>	
	<p>6 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度の円滑な運営 (2) 介護給付の適正化 	
第4章 計画期間中のサービス量等の見込み	第4章 計画期間中のサービス量等の見込み	
第5章 計画の目標	第5章 計画の目標	<p>※目標は具体的な取組ごとに記載</p>

みえ高齢者元気・かがやきプラン<第8期>の全体像(第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画)(案)

基本方針 地域の実情をふまじて、高齢者が可能な限り自立して日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防、住まい・生活支援が一貫的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・進化に取り組むこと。

○具体的な取組

1 介護サービス基盤の整備

(1)介護サービス基盤の整備

- 1 在宅サービス
- 2 短期入所サービス
- 3 地域密着型サービス
- 4 特別養護老人ホーム
- 5 介護老人保健施設
- 6 介護療養型医療施設・介護医療院
- 7 個室ユニット化の推進
- 8 養護老人ホーム
- 9 軽費老人ホーム

2 地域包括支援センターの機能強化

(1)地域包括支援センターの機能強化

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 地域ケア会議の充実

(2)在宅医療・介護連携の推進

- 1 在宅医療
- 2 医療・介護連携

(3)介護予防・生活支援サービスの充実

- 1 健康づくり
- 2 介護予防
- 3 生活支援

3 認知症施策の推進

- (1)音及啓発・本人発言支援
- (2)予防
- (3)医療・ケア・介護サービスへの支援
- (4)認知症パリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

4 安全安心のまちづくり

- (1)高齢者の社会参加
- (2)高齢者に相応しい住まいの確保
- (3)虐待防止
- (4)高齢者の安全安心
- (5)災害に対する備え
- (6)感染症に対する備え

1・2・3・4を下支え

5 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組 (介護人材の確保・定着、介護職員等の養成及び資質向上、介護の担い手に関する取組、業務効率化の取組)

6 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化 (介護給付費の負担、介護保険財政安定化制度、低所得者対策、介護保険審査会、要介護(要支援)認定期制度、介護サービス事業者等への指導・監査、市町が行う適正化事業の広域支援)

基本指針について

第8期計画において記載を充実する事項(案)

■ 第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
 - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。
- 2 地域共生社会の実現
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
 - 一般介護予防事業の推進について「PDCAサイクル治った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
 - 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の彈力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
 - 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
 - PDCAサイクルに沿つた推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
 - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
 - 認知症施策推進大綱に沿つて、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
 - 教育等他の分野との連携について記載
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備
 - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】**

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】**

認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。

 - ① 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
 - ② 市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・市町村間の情報連携の強化を行う。
 - ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連絡に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るために見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

- 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び4③は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

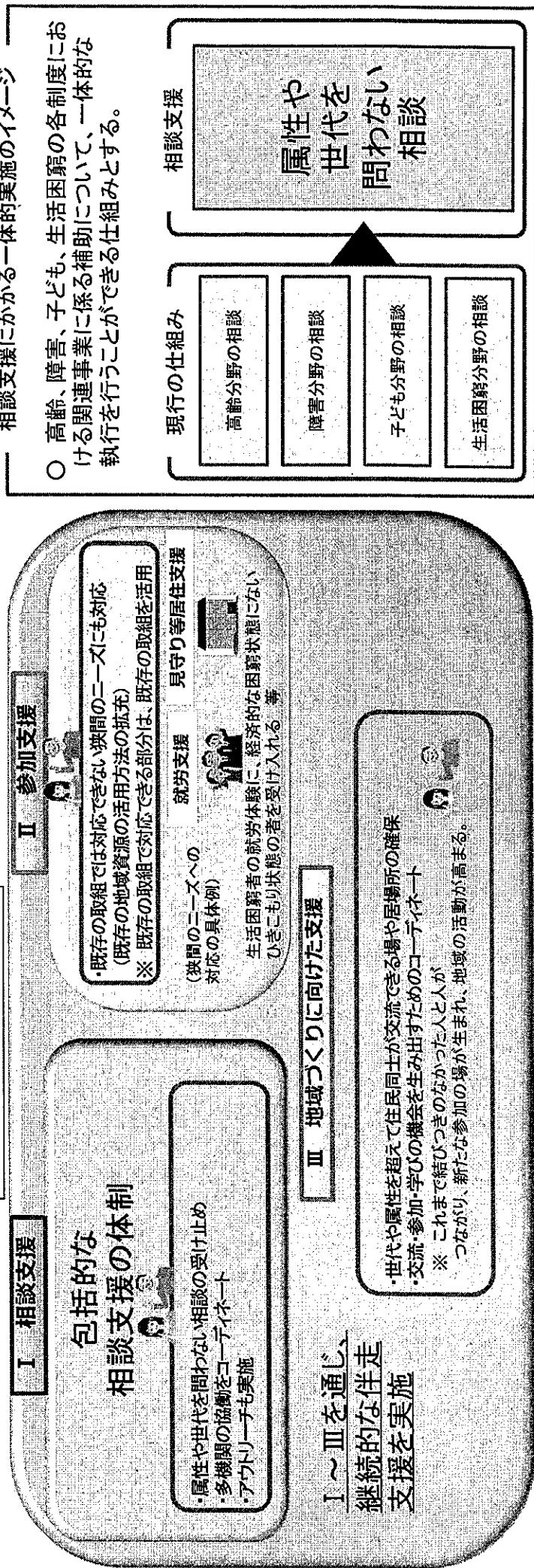
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のようないくつかの課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護など育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(み屋敷など)
 - 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
 - このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業**を創設する。
- 事業実施の際には、I ~ III の支援は全て必須
- 新たな事業は実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一連的な執行を行うことができる。
○ 新たな事業を実施する市町村に係る事務負担が大きい。

新たな事業の全体像



2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、更に2040年を見据えると、介護サービス需要の更なる増加・多様化や、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応が求められる。
- このため、介護サービス提供体制の整備等について、地域の特性に応じた更なる取組を推進することが必要。

認知症施策の総合的な推進

- 認知症施策について、「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議とりまとめ)等を踏まえ、以下の規定を整備する。(→2025年までに本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備した市町村数100%を目指す。)
 - ・ 国・地方公共団体の努力義務として、地域における認知症の人への支援体制の整備や予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と地域住民の地域社会における共生を追加。
 - ・ 介護保険事業計画の記載事項として、他分野との連携など、認知症施策の総合的な推進に関する事項を追加。
(※)上記の見直しの他、「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に対応できる規定に見直す。

地域支援事業におけるデータ活用

- 市町村の努力義務として、地域支援事業を実施するにあたっては、PDCAサイクルに沿って、効果的・効率的に取組が進むよう、介護関連データを活用し、適切かつ有効に行うものとする。

介護サービス提供体制の整備

- <介護保険事業(支援)計画の作成>
 - 今後の介護サービス基盤の整備にあたっては、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら、計画的に進める必要があることから、以下の規定を整備する。
(→市町村・都道府県の介護保険事業(支援)計画における対応率100%を目指す。)
 - ・ 介護保険事業計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しを勘案すること。
 - ・ 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加。
 - ・ 有料老人ホームに係る都道府県と市町村との間の情報連携の強化>
 - 適切な介護基盤整備を進めるとともに、有料老人ホーム(※)の情報の把握のための都道府県・市町村間の情報連携強化の規定を整備する。
(※)届出の手続きや指導監督権限は都道府県にある。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- 地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することは、地域に応じた質の高いサービス提供体制の構築に資する。
令和元年5月成立の健康保険法等の一部改正法によつて、医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の連絡・連続・解析が法定化されており、医療・介護分野データの有益な解析等が期待される。

介護分野のデータ活用の環境整備

- 介護分野におけるデータ活用を更に進めるとため、現行収集している要介護認定情報・介護レセプト等情報に加え、厚生労働大臣は、通所・訪問リハビリテーションの情報(VISIT情報)や高齢者の状態やケアの内容等に関する情報(CHASE情報)、地域支援事業の利用者に関する情報(基本チェックリスト情報等)の提供を求めることがでできると規定する。



医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等

- 現行のNDB等の医療・介護データの名寄せ・連結精度の向上に向けて、社会保険診療報酬支払基金等が、医療保険のオンライン資格確認のために管理する被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- 併せて、正確な連結の基盤となるオンライン資格確認を普及させる観点から、社会保険診療報酬支払基金の業務に、当分の間、医療機関等の申込みに応じ、オンライン資格確認システムに必要な物品(オンライン資格確認システムに対応した顔認証付きカードリーダー)を調達・提供する業務を追加する。
(※)令和3年3月からオンライン資格確認を導入する予定。
(→オンライン資格確認システムについて、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関等での導入を目指す。)

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 現在の介護分野における人材不足は深刻であり、また、2025年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るために、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組を強化する。
※介護関係職種の有効求人倍率(平成30年度)は3.95倍。(全職種:1.46倍)

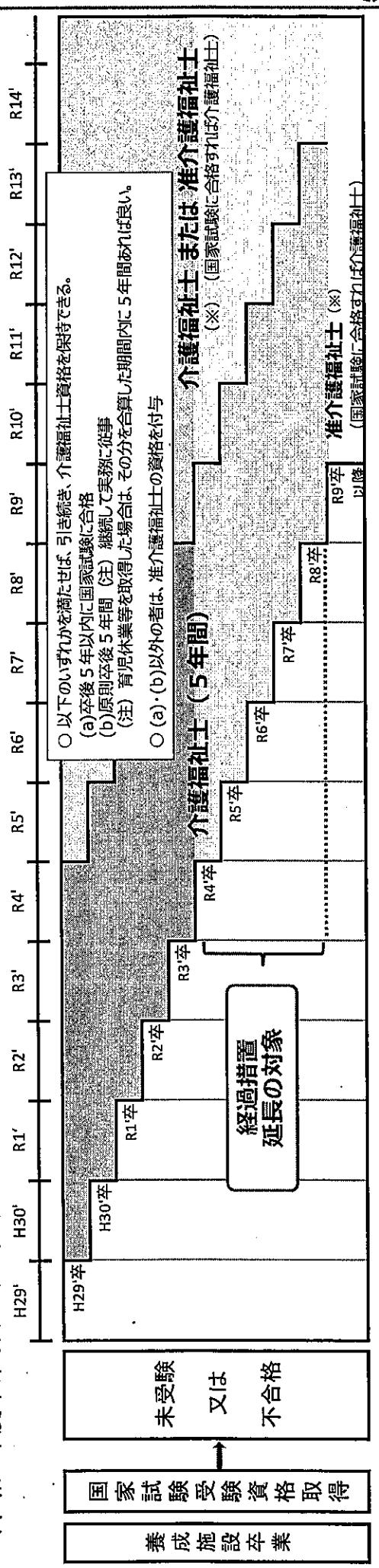
(→介護人材の需要に見合った人材確保が図られる環境を整備する。)

介護保険事業(支援)計画に基づく取組・事業者の負担軽減

- 地域の実情に応じて、都道府県と市町村の連携した取組が更に進むよう、介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加する。
(→市町村・都道府県の介護保険事業(支援)計画における対応率100%を目指す。)
- 現行法では都道府県の介護保険事業支援計画の記載事項に「介護人材の確保・資質の向上」に関する事項があるのみ。
- 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための規定を整備する。
- (※)他の介護サービスの申請手続きは省令事項。

介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置延長

- 介護福祉士養成施設の卒業者は、従前、国家試験を受験せずに介護福祉士資格を取得してきたが、平成28年の法改正により、平成29年4月から経過措置付きで、国家試験が義務付けられている。
- この経過措置(は、現行5年間(令和3年度卒業者まで)であるが、介護分野における目下の深刻な人材不足状況などを考慮し、さらに5年間(令和8年度卒業者まで)延長する。



5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中心とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

